

壱岐市告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項及び第25条の7の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者に指定し、又は事業を廃止した旨届出があったので、壱岐市水道事業給水条例施行規程（平成16年壱岐市水道事業管理規程第1号）第6条の規定により告示する。

令和5年2月15日

壱岐市長 白川 博一

- 1 壱岐市水道事業指定給水装置工事事業者の指定
別紙のとおり（1事業者）
- 2 壱岐市水道事業指定給水装置工事事業者の事業の廃止
別紙のとおり（1事業者）

壱岐市水道事業指定給水装置工事事業者の指定（1事業者）

指定番号	名称	住所	代表者氏名	指定年月日
66	壱岐ハウジング（株）	郷ノ浦町田中触948番地1	石橋 保伸	令和5年1月10日

老岐市水道事業指定給水装置工事事業者の事業の廃止（1事業者）

指定番号	名称	住所	代表者氏名	廃止年月日
10	(有)石橋商店	芦辺町芦辺浦203番地	石橋 保伸	令和5年1月4日